

条例第 32 号

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宇和島市長 関原文彰

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	宇和島市子ども医療費助成条例による子ども医療費の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	1 市長	宇和島市子ども医療費助成条例による子ども医療費の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
					<u>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u>
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
				<u>ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で</u>	

					定めるもの
					重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
2 市長	宇和島市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に対する医療費の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの		2 市長	宇和島市ひとり親家庭医療費助成条例によるひとり親家庭に対する医療費の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
					国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
					外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
					重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	宇和島市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの		3 市長	宇和島市重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者に対する医療費の一部助成に関する事務であって規則で定めるもの
					生活保護関係情報であって規則で定めるもの
					地方税関係情報であって規則で定めるもの
					国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの

		外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの			外国人生活保護関係情報 であって規則で定めるもの
					子ども医療費助成関係情報 であって規則で定めるもの
					ひとり親家庭医療費助成 関係情報であって規則で 定めるもの
4 市長・5 市長（略）			4 市長・5 市長（略）		
6 市長	国民健康保険法（昭和33年 法律第192号）による保険給 付の支給、保険料の徴収又 は保健事業の実施に関する 事務であって規則で定める もの	地方税関係情報であって 規則で定めるもの 介護保険関係情報であっ て規則で定めるもの 乳幼児等医療費助成関係 情報であって規則で定め るもの ひとり親家庭医療費助成 関係情報であって規則で 定めるもの 重度心身障害者医療費助 成関係情報であって規則 で定めるもの	6 市長	国民健康保険法（昭和33年 法律第192号）による保険給 付の支給、保険料の徴収又 は保健事業の実施に関する 事務であって規則で定める もの	地方税関係情報であって 規則で定めるもの 介護保険関係情報であっ て規則で定めるもの 子ども医療費 助成関係 情報であって規則で定め るもの ひとり親家庭医療費助成 関係情報であって規則で 定めるもの 重度心身障害者医療費助 成関係情報であって規則 で定めるもの

7 市長～11 市長（略）		7 市長～11 市長（略）	
------------------	--	------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の1の項から3の項までの改正規定（「国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの」を加える部分に限る。）は、令和6年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の別表第2の1の項から3の項に規定する事務において国民健康保険関係情報であって規則で定めるものを利用するために必要な準備行為は、前項ただし書に規定する施行の前日においても行うことができる。